

「道外医師招へい等事業（道外医師移住PR冊子の制作・活用による移住促進事業）」委託業務
企画提案説明書

1 業務概要

(1) 委託業務名

「道外医師招へい等事業（道外医師移住PR冊子の制作・活用による移住促進事業）」委託業務

(2) 業務内容

内容の詳細は、別紙「「道外医師招へい等事業（道外医師移住PR冊子の制作・活用による移住促進事業）」委託業務企画提案指示書」を参照のこと。

(3) 委託期間

契約締結の日から令和5年（2023年）2月28日（火）まで

(4) 発注者

北海道

2 企画提案に参加する者（以下「企画提案参加者」という。）に必要な資格

(1) 単独法人、法人以外の団体又は複数法人等（法人、法人以外の団体を含む。）による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）とする。

(2) 単独法人、法人以外の団体又はコンソーシアムの構成員は、次の要件を全て満たしていること。

ア 道内に本社又は事業所等（本業務を実施するために設置する場合を含む。）を有する企業、特定非営利活動法人、その他法人又は法人以外の団体等であること。（ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体を除く。）

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に掲げる者でないこと。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、競争入札への参加を排除されている者でないこと。

エ 北海道競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。

オ 暴力団関係事業者等でないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

（ア）道税（個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

（イ）本社が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

（ウ）消費税及び地方消費税

キ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）

（ア）健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

（イ）厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

（ウ）雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

ク コンソーシアムの構成員が単独法人、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。

3 業務上の留意事項

業務内容の詳細は、企画提案の内容を基本とし、道と受託者が協議して決定する。

4 企画提案の審査基準

企画提案は、次の項目を審査し、総合的に判断する。

(1) 実施体制・業務遂行能力

ア 事業の目的を達成するために、過去の業務実績等があり、必要な専門知識・技術を有するなど、十分な業務処理体制が整っているか。

イ 事業実施のスケジュール・経費積算は妥当か。

(2) 事業内容

ア 冊子の活用によるPRプランの内容

特に子育て世代以下の若年層の道外在住医師（以下「ターゲット」という。）のニーズや行動特性等の分析に基づくものであり、ターゲットの北海道への移住の関心を喚起し、行動を促す内容となっているか。

イ 冊子の企画構成等

(ア) 判型及び表紙のデザイン案、紙面のレイアウト及び本文の構成・内容は、ターゲットに道内医療機関や地域の魅力を効果的に伝えることができる内容となっているか。

(イ) 冊子に掲載する医療機関の募集及び地域の情報等の収集方法について、適確かつ効率的な手法となっているか。

(ウ) 配布計画は事業の目的を達成するために十分な内容か。

ウ 他の広報媒体の活用

各種広報媒体を活用し、効果的な情報発信をできる内容となっているか。

エ その他

事業の目的を達成するために、企画提案指示書に掲載の事項以外にPRできる掲載事項を提案しているか、また、その提案は効果的なものとなっているか。

5 手続等

事業の委託にあたり、企画提案の参加希望者から事前に参加表明書を徴取して参加資格の要件を審査し、当該要件を有する希望者に企画提案書の提出及びヒアリングへの出席を要請する。

(1) 担当部局

北海道保健福祉部地域医療推進局地域医療課医師確保係（担当：長野）

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目（本庁舎6階）

電話：011-204-5214（直通） FAX：011-232-4472

E-mail：hofuku.tiikiishi1@pref.hokkaido.lg.jp（※@の前は、数字の「1」）

(2) 参加表明書

- ・提出期限：令和4年(2022年)7月13日(水)午後5時必着
- ・提出場所：(1)に同じ
- ・提出方法：持参又は郵送（郵送の場合は簡易書留による。）とする。

(3) 企画提案書

- ・提出期限：令和4年(2022年)7月27日(水)午後5時必着
- ・提出場所：(1)に同じ
- ・提出方法：持参又は郵送（郵送の場合は簡易書留による。）とする。

(4) 質問受付

質問書（別紙1）をFAX又は電子メールにて令和4年(2022年)7月27日(水)午後5時まで受け付ける。FAXの場合は、事前又は事後に必ず電話連絡をすること。なお、軽微なものを除き、質問に関する回答は当課ホームページに掲載する。

6 企画提案書の作成上の留意事項

別添「企画提案書作成要領」を参照のこと。

7 公募型プロポーザル審査会での受託者の決定方法

審査会を設置し、企画提案者から企画内容や考え方の説明（ヒアリング）を行い、4の企画提案の審査基準に従った配点の上、審査・評価を行い、最も優れた企画提案者を選定し、指名選考委員会での審査により、受託者を決定する。

8 契約に関する基本的事項

(1) 契約方法

随意契約

(2) 契約の根拠

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号（不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるために必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。）及び北海道財務規則（昭和45年北海道財務規則第30号）運用方針第3節関係1（2）（契約の目的物が代替性のないものであるとき。）に該当し、随意契約とする。

(3) 提案内容の修正

採択された企画提案の内容は、契約締結時に修正・変更が加えられる場合がある。

(4) 見積書の提出

プロポーザル審査会で選定された企画提案者に対して、所定の手続を経た上で、当該事業に関する見積書の提出を依頼する。

(5) 契約保証金

契約金額100分の10以上とする。ただし、北海道財務規則第171条の規定に該当する場合は免除する。

(6) 再委託の禁止

業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

(7) 知的財産権等の取扱い

第三者の著作権その他の権利についての交渉、処理は受託者が処理を行うこととし、その経費は委託費を含む。

なお、本事業に関する著作権（製作過程で作られた素材等の著作権も含む。）その他の権利は、全て北海道に帰属するものとする。

9 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本円

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 無効となる提出書類

参加表明書、企画提案書及び添付書類が次の事項のいずれかに該当する場合には無効となる。

ア 提出期限、提出場所、提出方法に適合しないもの。

イ 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

エ 虚偽の内容が記載されているもの。

(4) プロポーザル審査会（ヒアリング）に関する説明

提出された企画提案書の内容について、ヒアリングを実施する。ヒアリングの日時及び場所は別途通知する。

(5) 企画提案参加者及び企画提案の非選定通知

企画提案参加者の資格を有していない者及び企画提案者のうち企画提案内容を選定されなかった者に対して、その旨を書面により通知する。

(6) 関連情報を入手するための照会窓口

5（1）に同じ

(7) その他留意事項

ア 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 企画提案書のヒアリングに参加しなかった場合の企画提案は無効とする。

ウ 提出された参加表明書は、企画提案参加事業者の選定以外に、また、企画提案書は企画提案の選定以外に、提出者の了解なく使用しないものとする。

エ 企画提案書は、契約の相手方の選定を行う作業に必要な範囲内で、複製を作成する場合がある。

オ 提出期限以降における参加表明書及び企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。

カ 提出された参加表明書及び選定された企画提案書は返却しない。

キ 公正性、透明性、客観性を確保するため、提出された企画提案書を開示する場合がある。

ク 企画提案参加者は、企画提案書作成のために北海道から受領した関連資料は、北海道の了解なく公表・使用することはできない

ケ 審査結果及び特定者名は、公表する。

(別紙1)

送付先：北海道保健福祉部地域医療推進局地域医療課医師確保係 長野

F A X : 011-232-4472

E-mail : hofuku.tiikiishil@pref.hokkaido.lg.jp (※@の前は、数字の「1」)

「道外医師招へい等事業
(道外医師移住PR冊子の制作・活用による移住促進事業)」委託業務
企画提案質問書

会社名 (担当)	

受付期限：令和4年（2022年）7月27日（水）午後5時まで